

諮問番号：令和 7 年（情）諮問第 2 号

事 件 名：防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書として改めて特定された文書の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和 7 年 9 月 22 日

答申番号：答申（情）第 83 号

答 申 日：令和 8 年 10 月 5 日

答申書

第 1 審査会の結論

「防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。（裏面を御参照下さい）」（原文ママ）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定された文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 7 年 9 月 3 日付け 70 普第 451 号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しなどを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

① 文書の特定は開示決定をもって正式に確定されるものである。また、「情報公開事務処理の手引」（平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）によれば、「審査請求又は裁判の結果、開示決定等処分を取り消して、改めて開示決定等を行った場合には、（中略）変更・取消しがあった部分については、改めて開示の実施方法等申出書の提出を受けて開示を実施することとなる」としている。「改めて開示の実施方法等申出書の提出を受けて」とあることから、開示決定前に開示実施手数料を納めることは想定されていない。本件開示請求に係る事務総長の事務処理は誤っている。

② 本件不開示決定において存在するとされる文書以外にも他に文書が存

在しないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

本件審査請求は、本件開示請求に対して、令和7年9月3日に、開示請求手数料（情報公開法第16条第1項に定める開示請求に係る手数料をいう。以下同じ。）の未納及び開示を求める文書の不特定により本件開示請求に形式上の不備があることを理由として行った本件不開示決定に対してなされたものであり、その経緯は次のとおりである。

- ① 審査請求人は、処分庁に対し、6年5月22日付けで本件開示請求を行った。
- ② 本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定（令和6年6月26日60普第134号）を行い、審査請求人に通知した。
- ③ 審査請求人は、審査庁に対し、6年7月14日付けで、②の不開示決定処分の取消しを求め、審査請求を提起した。
- ④ 諮問庁は、6年10月15日付けで審査会に諮問し、6年12月20日付けで、審査請求に係る処分については取り消すとともに、開示請求に係る対象文書を早急に特定し、改めて開示決定等すべきである旨の答申（令和6年12月20日、答申（情）第81号）を得た。
- ⑤ ④の答申を受け、審査庁は、7年3月3日付けで、②の不開示決定処分を取り消すよう裁決し、処分庁に対し、対象文書を特定して改めて開示決定等をするよう命じた。
- ⑥ ⑤の裁決を受け、処分庁は、当該裁決を踏まえた対象文書の特定、開示・不開示の検討を行い、7年6月25日に、審査請求人に対し、本件対象文書として14件の行政文書を特定して改めて開示決定等する準備を進めること及びそれらの行政文書を開示するためには本件開示請求時に納付された1件分を除いた13件分の開示請求手数料が不足していることを伝えた。
- ⑦ 処分庁は、審査請求人に対し、7年6月25日、同月26日、7月2日、9日、11日及び24日の8回（6月25日、7月2日は2回）にわたりメールにより、また、同年6月27日に書面により、改めての開示決定等の前に開示請求手数料の納付が必要であることなどを説明し、「開示請求手数料の追加納付」又は「納付済みの開示請求手数料に応じた、開示を希望する1件の行政文書の指定」を求めるとともに、上記の7月11日及び24日のメールにより、開示請求手数料が不足する場合、

形式上の不備があるとして不開示決定を行うことになる旨を伝えた。

- ⑧ ⑥及び⑦に対し、審査請求人は、開示決定を行う前に、開示請求手数料を支払わなければならない法令上の根拠について教示を求めることや、手数料の追納を行わないこと、1件分を指定する意思はなく早急に不開示決定をしてもらいたいことなどを回答した。

- ⑨ 処分庁は、開示請求手数料の追加納付が行われず、本件開示請求時に納付された1件分の開示請求手数料について、14件分の行政文書のいずれの文書に係る開示請求手数料として充当すべきかの特定に至らなかったことを理由とした本件不開示決定を行った。

2 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 開示請求手数料が未納であること

ア 開示請求手数料の納付

審査庁の裁決により原処分が取り消された後に行われる開示決定等も、情報公開法に基づく開示決定等の手続を改めて行うものであるから、開示決定等の通知書等の発出までに要する費用についても、その適正な負担を開示請求者に求める必要があることに変わりはなく、開示請求時に納付された開示請求手数料が、特定された行政文書の件数に応じた額に満たない場合、不足する開示請求手数料の追加納付が必要となるものである。

イ 開示請求手数料の未納

本件対象文書として特定された行政文書が14件であったのに対して、開示請求時に納付された開示請求手数料は1件分であり、審査請求人は、不足する開示請求手数料の追加納付を行わないこと、1件分の開示請求について、開示を希望する行政文書を指定する意思はないことを明示していたため、開示請求手数料の不足を解消できず、本件開示請求時に納付された1件分の開示請求手数料をいずれの文書の開示請求に充当するかを特定することができなかった。

このように、本件開示請求は14件の行政文書の開示を求めるものであるから、審査請求人は、情報公開法第16条第1項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。)第13条第1項第1号に基づき、行政文書14件分の開示請求手数料(計4,200円)を納付する必要があったのに、開示請求書に貼付した300円分の開示請求手数料しか納付せず、特定された行政文書の開示請求に必要な開示請求手数料を納付しなかったため、本件開示請求に形式上の不備が認められる。

(2) 審査請求人の主張

審査請求人は、「文書の特定は開示決定をもって正式に確定されるものである」、「開示決定前に開示実施手数料を納めることは想定されていない」などと主張している。

しかし、処分庁が開示決定等の前に審査請求人に対して追加納付を求めたものは、審査請求人が「情報公開事務処理の手引」を引用して述べている「開示実施手数料」（情報公開法第16条第1項に定める開示の実施に係る手数料をいう。以下同じ。）ではなく、「開示請求手数料」である。開示請求手数料は、申請時に徴収する手数料であることから、「開示実施手数料」と異なり、開示決定等の前に納付する必要があるものである。そして、処分庁は審査請求人に対して、処分庁が追加納付を求めているものが「開示請求手数料」であることを、メール及び書面に繰り返し明記して伝えているほか、「開示請求手数料」は、開示決定等の後に開示の実施（対象文書の写しの交付等）を希望する場合に納付が必要な「開示実施手数料」とは異なる旨をメールに明記して伝えている。したがって、審査請求人の主張に理由はない。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年 9月22日 諮問書の収受
- ② 令和8年 1月22日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 3月27日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 5月29日 審議
- ⑤ 同年 7月31日 審議
- ⑥ 同年10月 2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求手数料の未納及び開示を求める文書の不特定という形式上の不備があるとして、令和7年9月3日に不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、本件不開示決定を維持することが妥当としていることから、以下、その妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、諮問庁に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 「行政文書不開示決定通知書」（令和7年9月3日付け70普第451号）の別紙で示した1から20までの文書は、対象となる各行政文書を処分庁における業務上の名称ごとに区分して示したものである。

一方で、開示請求に係る手数料の算定に当たっては、情報公開法施行令第13条第2項第1号及び第2号において、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書を一件の行政文書とみなすとされていることから、開示請求者に対して通知する「行政文書不開示決定通知書」においては、各行政文書を行政文書ファイルごとにまとめた件数である14件として通知している。

イ 14件の行政文書ファイルが「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」に該当するかについては、これら文書の作成年度が異なり、記載されている案件の内容や文書が作成される過程が異なることから、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」には該当しないと考えられる。

ウ 以上のことから、20文書を14件の行政文書ファイルにまとめたことは妥当である。

(2) 当審査会において、本件対象文書の特定方法について確認したところ、本件開示請求で特定された14件の行政文書の作成年度が異なり、記載されている案件の内容や文書が作成される過程が異なることから、情報公開法施行令第13条第2項第2号に規定する「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」には該当しないとする上記(1)の諮問庁の説明のとおり、本件対象文書は14件であると認められる。

3 開示請求手数料について

情報公開法第16条第1項及び情報公開法施行令第13条第1項第1号に基づき、開示請求者は、開示請求を行うに当たり、開示請求に係る行政文書1件につき300円の開示請求手数料を納付しなければならないこととされている。

当審査会において確認したところ、諮問書に添付された本件開示請求書には行政文書14件分の開示請求手数料相当額の収入印紙は貼付されておらず、処分庁による収入印紙の納付を求める旨の補正の求めにも審査請求

人は応じていない。

処分庁は、審査請求人に対し、本件の開示決定の前に不足する13件分の開示請求手数料の納付が必要であり、開示請求手数料が不足する場合は形式上の不備があるとして不開示決定を行うことになること、開示請求手数料を追加で納付しない場合は、既納の1件分の開示請求手数料があるので、開示請求する1件の行政文書を特定された14件の行政文書の中から指定する必要がある、行政文書が指定されず開示請求の対象文書を特定し得ない場合は形式上の不備があるとして不開示決定を行うことなどの説明を複数回行った。このような処分庁が行った補正の求めに対し、審査請求人は、1件分について指定する意思はなく早急に不開示決定をしてもらいたい旨を回答した。

このような状況に鑑みると、これ以上補正の求めを行っても審査請求人が補正に応じる可能性は極めて低かったものと認められることから、本件開示請求について処分庁が行った補正の求めの手續が不十分であるとは認められない。したがって、本件開示請求に形式上の不備があるとする処分庁の判断は妥当であると認められる。

なお、審査請求人は「情報公開事務処理の手引」における開示実施手数料に関する記載を根拠に、開示決定時に開示実施手数料を納めることは想定されていないとして不開示決定の取消しを求めているが、処分庁が納付を求めたものは開示請求手数料であり、開示請求手数料と開示実施手数料を混同しているものと考えられる。

4 本件開示請求書の補正の求めについて

処分庁は、審査請求人に対して、複数回にわたり不足する開示請求手数料の納付等を旨とする補正の求めを行っており、これは情報公開法第4条第2項の趣旨に照らして相当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件開示請求に開示請求手数料の未納及び開示を求める文書の不特定という形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会
委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之
委員 福 重 さと子